

相続に関する相談事例

～ 相続対策に活かす生命保険 ～

その21

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第21回目は、「相続対策に活かす生命保険」について解説します。

1. 死亡保険金は受取人固有の財産

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではない（最高裁：平成16年10月29日決定）と判示しています。そのため、死亡保険金は、受取人固有の財産であることから、遺産分割協議を経ることなく、保険金受取人が取得することができます。

また、原則として特別受益（※）に当たらないことから、法定相続による相続であっても生命保険金を除外して相続分を算定することから、より多く財産を相続させたい特定の相続人を生命保険金の受取人としておけば、その願いを実現することができます。

※ 特別受益とは、被相続人からの遺贈又は贈与によって、相続人が受けた利益のことです。「贈与」として想定されているのは、①婚姻・養子縁組のための贈与と、②生計の資本としての贈与です。

2. 保険契約者固有の財産

健康状態に問題があり生命保険には加入できない状況下にある場合には、被保険者を被相続人以外の者とすることによって、現金を生命保険契約に組み換えることができます。

具体的には、保険料負担者は被相続人で、保険契約者を特定の相続人にしておきます。このことにより、保険契約者固有の財産として遺産分割協議を経ることなく当該保険契約の取得者が確定します。相続によって取得した後は保険契約を解約して現金化する方法もありますし、もちろん保険契約を継続しても構いません。解約を前提として保険契約に組換える場合には、あらかじめ解約返戻率の高い保険商品を選ぶようにします。

<契約形態> ・保険契約者 長男、・保険料負担者 父、・被保険者 長男の子、・保険金受取人 父

（注）父死亡後は当該保険契約を継続する場合には、長男を保険金受取人に変更しておくようにします。

以上のような保険契約であれば、保険契約者である長男固有の財産となることから、遺産分割協議を経ることなく、長男が取得することができます。なお、相続税においては当該保険契約の解約返戻金相当額が、みなし相続財産（「生命保険契約に関する権利」）として相続税の課税対象となります。

3. 遺留分算定基礎財産に含まれない

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人の財産から法律上取得することが保障されている最低限の相続分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。被相続人が財産を遺留分権利者以外の者に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

しかし、生命保険金は被相続人の遺産ではないため、原則として遺留分を計算する上での遺留分算定基礎財産に含まれません。よって、現預金を生命保険金に組換えておけば確実に保険金受取人のものとしてすることができます。

このことは、一般の人からすると生命保険金をもらった人ともらわなかった人の間で不公平であると感じます。保険金の原資である保険料は被相続人が負担していて、保険金受取人は一円も保険料を負担していません。それなのに、保険金受取人又は保険契約者として指定されていたことで保険金等を一人占めできるという結果になります。

法律の取扱いと一般の人の心情とは相容れないものです。

（文責：山本 和義）